

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1		府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	公害防止用設備（指定物質排出抑制施設）に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>②指定物質排出抑制施設（特例率：1/3）のうち、地方税法施行規則第16条の6第5項第1号ロ～ホに掲げる設備を対象から外すこと。</p> <p>（参考）地方税法施行規則第16条の6</p> <p>5 法第五百八十六条第二項ホに規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、次に掲げる機械その他の設備とする。</p> <p>一 吸着、燃焼、密閉、蒸留又は液化の方法により大気汚染防止法 附則第九項 に規定する指定物質（以下本号において「指定物質」という。）の排出又は飛散を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの</p> <p>イ 活性炭利用吸着式処理装置（指定物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備又はドライクリーニング装置（指定物質を用いて洗浄を行うものに限る。以下本号において「洗浄設備等」という。）の部分を含む。）</p> <p>ロ 直接燃焼式処理装置（指定物質を直接燃焼する方法により分解して処理する装置をいう。）</p> <p>ハ 触媒利用燃焼式処理装置（指定物質を加熱し、かつ、白金等の触媒を利用する方法により当該指定物質を分解して処理する装置をいう。）</p> <p>ニ 蓄熱体利用燃焼式処理装置（蓄熱された砂、セラミックス等を用いて指定物質を加熱する方法により当該指定物質を分解して処理する装置をいう。）</p> <p>ホ ベンゼンタンク用浮き屋根（当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるベンゼンタンクの部分を含む。）</p> <p>ヘ 密閉装置（指定物質を完全に密閉する方法により当該指定物質の排出又は飛散を抑制する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）</p> <p>ト 蒸留式処理装置（指定物質を蒸留する方法により分離して処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）</p> <p>チ 液化式処理装置（指定物質を液化する方法により分離して処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第2項第2号、地方税法施行規則第16条の6第5項、施行規則附則第6条第10項		
増収見込額	<p>[平年度] ()</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
廃止又は縮減の理由	<p>人の健康に係る被害を防止するためにその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質として大気汚染防止法において指定物質となっている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、平成23年度の年平均値がいずれも環境基準を満たしている。また近年は当該条項の利用実績が少なく、特段今後も活用が見込まれない。</p>		